

山梨県公報

第三百九十九号

令和五年

八月三日

木曜日

目次

○保安林の指定の予定(二件)……………	五三三
○令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施……………	五三三
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………(二件)	五三四

告示

山梨県告示第九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年八月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 甲斐市吉沢字中反二七八二の一、二七八二の一三、字上ノ平二七九〇の一、字大窪五四二二の四、字沢入五四三一の一、五四三二、五四三三の二、五四三五の一、五四四九の四
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中反二七八二の一三・字大窪五四二二の四・字沢入五四三二・五四三三の二・五四四九の四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年八月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 都留市井倉字生出山二二〇一から二二〇五まで、二二〇六の内一、二二〇六の内一から二二〇六の内五まで、二二二六から二二三〇まで、二二三〇の内一、二二三一から二二三五まで、二二三七から二二四二まで
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

○令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、令和五年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 試験日時 令和五年十二月十六日(土) 午前十時から正午まで
- 試験場所 甲府市高畑二丁目十九番二号 ジットプラザ(受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。)
- 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
- 1 筆記試験
- (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 六 受験願書の提出先 甲府市に住所を有する者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に住所を有する者にあつては各保健福祉事務所(保健所)に、本人又は代理人が持参すること。県外に住所を有する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に、本人又は代理人が持参又は郵送をすること。
- 七 受験願書の受付期間等 令和五年九月二十五日(月)から十月六日(金)までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留とし、九月二十五日(月)から同月二十九日(金)までの消印のあるものを有効とする。
- 八 提出書類
- 1 受験願書
 - 2 住民票(本籍の記載があり、かつ、個人番号(マイナンバー)の記載がないもので、発行日から六月以内のものに限る。)
 - 3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。)
 - 九 受験手数料 一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)
 - 十 合格者の発表 令和六年一月十八日(木)午前十時に山梨県庁東側、甲府市保健所及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。
 - 十一 問合せ先 詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二二三―一四九一)に問い合わせること。

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業「担い手支援型」日下部地区)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年八月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和五年八月三日から同年九月一日まで
- 三 縦覧場所 山梨県峡東農務事務所(東山梨合同庁舎三階)
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年九月十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年二月五日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業「担い手支援型」藤埜地区)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年八月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和五年八月三日から同年九月一日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年九月十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年二月五日まで